



QR Translator



日本語	Portugués	Français	Монгол
English	Tiếng Việt	Deutsch	සිංහල
简体中文	ไทย	Italiano	हिन्दी
한국어	Bahasa Indonesia	Русский	বাংলা
Español	नेपाली	Melayu	اردو
Tagalog	தமிழ்	தமிழ்	

Scan the Code and check the information in your language.

これより先は、協会けんぽが委託する事業所のページです。

保険者間調整のご案内

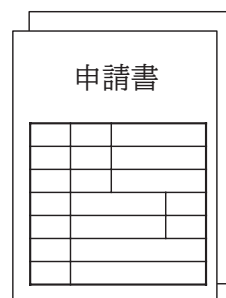
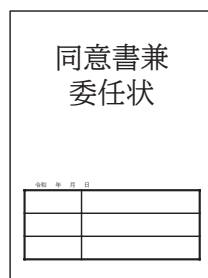
国民健康保険にご加入の方は
以下の手続きで、返納金のお支払いが不要※になります

- STEP 1 -

以下の書類を記入し協会けんぽへ提出

- ・ 同意書兼委任状
- ・ 申請書

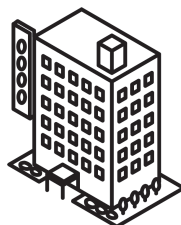
◆右下の二次元コードからダウンロードできます



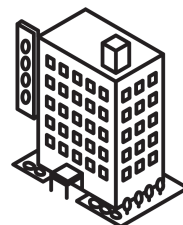
- STEP 2 -

協会けんぽと国民健康保険の間で
医療費（返納金）を調整します

協会けんぽ



国民健康保険



- STEP 3 -

調整完了
協会けんぽより完了のご案内を送付します

制度の詳細
必要書類は
ホームページを
ご覧ください



協会けんぽ 保険者間調整



- ※ 調整金額が返納金額に達しない場合は、差額をお支払いいただく必要があります。
- ※ 調整完了までに6か月程度かかります。
- ※ 受診時から2年を経過すると時効となり、調整ができなくなります。



全国健康保険協会
協会けんぽ

保険者間調整を利用せず納付書でお支払いいただく方

返納いただく医療費は、受診日に他の健康保険（国民健康保険、健康保険組合等）に加入していれば、その健康保険から「療養費」として払い戻しを受けられる場合があります。

～ 医療費の払い戻しの流れ ～

1 同封の納付書でお支払いください

領収証書は大切に保管してください。

2 診療報酬明細書の発行を協会けんぽへご依頼ください

診療報酬明細書（レセプト）の写しを発行いたしますので、下部の「診療報酬明細書（レセプト）等 送付依頼書」を通知書内右上の全国健康保険協会支部へ送付してください。

※お支払いが確認できてからの発行となります。

※通知書の宛名に記載の方へ発行いたします。

※ペイジーでお支払いの場合等、領収証書がお手元にならない場合は、領収証書に代わり、納付いただいたことを証明する書類を発行いたします。

3 受診時にご加入の健康保険へ療養費をご請求ください

診療報酬明細書（レセプト）と領収証書をあわせ、受診時にご加入の健康保険へ、療養費をご請求ください。

詳細な手続きの方法は、ご加入の健康保険へお問い合わせください。

診療報酬明細書（レセプト）等 送付依頼書

※保険者間調整をご利用の方は、本依頼書の提出は不要です。

整理番号 「療養の給付の不支給について」 または 「納付催告及び納付書の送付について」 に記載されています	—	納付年月日	令和 年 月 日
納付証明書	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	ペイジーでお支払いの方、領収証書を紛失された方等、領収証書をお持ちでない方には、領収証書に代わり、納付いただいたことを証明する書類を発行いたします。	
住所	〒 —		
氏名			
電話番号	— —		